

山梨英和大学 F D・S D 推進委員会規程

2009年 7月24日 制定

(目的)

第1条 山梨英和大学に、ファカルティ・ディベロップメント（大学設置基準に基づき、学部の教育内容及び方法の改善を図ること、並びに個々の教員の研究活動を支援することに関する組織的な活動をいう。以下「F D」という。）及びスタッフ・ディベロップメント（大学の管理運営や教育研究支援に携わる職員又は組織の資質向上・能力開発のための実践的な活動をいう。以下「S D」という。）を推進するため、山梨英和大学 F D・S D 推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 担当長（教務）
- (2) 事務部長
- (3) 教務部次長
- (4) 学長室長
- (5) 学長が指名した教職員 若干名

2 委員会の委員長は、学長が指名する。

3 委員会は、委員長が招集し、その議長となり、会務を総理する。

4 委員長に事故ある場合は、学長の指名した者がその職務を代行する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前項の委員は、再任されることができる。

7 委員会は、必要と認めた場合には委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、第1条に規定する目的のため、次の各号に掲げる事項を審議し、その実施にあたる。

- (1) 学部の教育研究に関する講演会、研修会、研究会等の企画及び実施に関する事項。
- (2) 学部の教育環境改善に資する教員と学生の交流活動の企画及び実施に関する事項。
- (3) 学部の教育研究の両面にわたる支援及び環境整備に関する事項。
- (4) 学部の教育研究助成等の申請に係る支援に関する事項。
- (5) 学部のF Dに関する情報の収集、分析により得られた知見の提供に関する事項。
- (6) その他学部の全教員を対象とするF Dの実施に関する事項。
- (7) 大学の管理運営や教育研究支援に関する講演会、研修会、研究会等の企画及び実施に関する事項。
- (8) 大学のS Dに関する情報の収集、分析により得られた知見の提供に関する事項。
- (9) その他大学の全職員を対象とするS Dの実施に関する事項。

2 委員会は、関係各部署に対して、前項に掲げる事項の検討に必要な資料の提出を要請することができる。

(作業部会)

第4条 委員会は、必要と認めた場合には専門的事項を審議するため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、学長室及び教務部においてこれを処理する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学運営評議会の意見を聴き、理事会の議を経てこれを行う。

(委任規定)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、担当長（教務）が定める。

附 則

この規程は、2009年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年9月24日から施行する。

附 則

この規程は、2012年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は2017年5月26日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。